

補助グラウンド使用料（半面の使用料）

（２０１９年９月３０日まで）

※野球で全面使用の場合は、全面使用料金の８割とする。 西・・・Ａ 東・・・Ｂ ソフトは半面使用可

区 分		使用時間		午 前	午 後	全 日	夜 間
				8:30~12:00	12:00~17:00	8:30~17:00	8:30まで及び17:00以降
グラウンド使用料	職 業 団 体			半面 3,390	半面 4,780	半面 7,710	1時間につき 1,190
	高校生以下	市 内	半面	530	半面 770	半面 1,150	1時間につき 180
			野球	840	野球 1,230	野球 1,840	←1,150×2面×0.8
		市 外	半面	1,080	半面 1,540	半面 2,310	1時間につき 380
			野球	1,720	野球 2,460	野球 3,690	
	その他	市 内	半面	990	半面 1,460	半面 2,310	1時間につき 350
			野球	1,580	野球 2,330	野球 3,690	
		市 外	半面	2,000	半面 2,930	半面 4,620	1時間につき 730
			野球	3,200	野球 4,680	野球 7,390	

※ソフトボールは2面使用可。野球の場合、8割分使用のため全面の8割分の使用料金

※ベース使用料（原則は持ち込みとする）

※石灰は各自用意すること

1日 420円 半日 200円

※占用料 1㎡につき 250円／日

補助グラウンドナイター使用料（半面の使用料）

（２０１９年９月３０日まで）

照明施設使用料・グラウンド使用料含む

半面 1時間 あたり	職 業 団 体	9,800	
	高校生以下の団体	市 内	2,230
		市 外	3,480
	そ の 他 の 団 体	市 内	2,660
		市 外	4,750

※ナイター使用時間は 夏季 19:00~21:00 春秋季 18:00~21:00 内を基準とする

※ベースは原則として持ち込みとする。但し貸出しする場合は 1組 200円

※カードの貸出しは、宿直で行う。その際必ず貸出簿へ記入すること